

(証券コード 3580)

2020年6月8日

株 主 各 位

石川県能美市浜町ヌ167番地

小松マテーレ株式会社

代表取締役会長兼社長 中 山 賢 一

第108期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大を完全かつ徹底的に封じ込めるために極めて重要な局面にあると考えております。こうした局面を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、開催規模を大幅に縮小することがやむを得ないと判断いたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止が重要視されている状況に鑑み、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによって議決権行使をいただくことを強くご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、4ページ記載の「(ご参考) 議決権行使のご案内」をご参照のうえ、書面またはインターネットにて2020年6月25日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | | |
|------|---|---|-------|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月26日(金曜日) | 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 石川県能美市浜町ヌ167番地
小松マテーレ株式会社 本社
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) | |

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会にご出席の株主の皆様への粗品及び懇談会は取りやめさせていただいております。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第108期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第108期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

◎本招集ご通知添付の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.komatsumatere.co.jp>）において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための当社対応について

株主の皆様へ、以下のとおりお願い申し上げます。

1. 株主総会の議決権は、株主総会にご出席いただく方法による行使のほか、書面やインターネットによる行使が可能です（詳細は4ページをご参照ください）。本年は、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。
2. 当日のご出席を希望される株主の皆様におかれましても、株主総会開催日当日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容を十分にお確かめのうえ、ご自身の健康状態にかかわらず、ご出席を見合わせることもご検討くださいますようお願い申し上げます。
3. 当日株主総会開催場所にお越しになられた株主の皆様におかれましては、マスク着用など、ご自身または周囲への感染防止にご配慮ください。また、アルコール消毒や非接触方式の検温など感染拡大防止のための措置にご協力ください。
4. 本年は、感染拡大防止のため、株主総会会場における座席間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日株主総会開催場所にお越しただいても、入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
5. 当日、発熱や咳があるまたは体調不良と見受けられる方には、入場をお断りする場合がございます。
6. 株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
7. 本株主総会においては、開催時間を短縮するため、報告事項等詳細な説明は省略いたします。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくださいますようお願い申し上げます。
8. 当社では、2020年6月8日（月）より6月15日（月）まで、株主の皆様からのご質問・ご意見をお受けいたします。株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただく予定です。ご質問・ご意見の受付につきましては、当社メールアドレス（108soukai@komatsumatere.co.jp）まで、株主番号・氏名をご記入のうえ、お寄せいただきますようお願い申し上げます。
9. 本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更等を決定した場合は、速やかに当社ホームページにてお知らせいたします。
10. 今後の状況により、上記内容を含め、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ホームページにてお知らせいたします。

株主の皆様及び周囲の安全と健康のため、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) 議決権行使のご案内



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使の場合

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトによりご利用いただくことができます。次の事項をご確認のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイト】 <https://www.web54.net>

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。なお、パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (5) 株主様のインターネット利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- (6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

以上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中間の経済摩擦に見るように、各国の保護主義的な政策が全面的に打ち出され、総じて厳しい状況となりました。また、諸資源の価格変動は大きく、供給不安が経済混乱を引き起こすなど予断なく苦しく、引き続き注視すべき状況にあります。

国内需要については、大手SPAが事業を拡大し、ECサイトによるオンライン店舗が急増する一方、従来型の百貨店を含む小売業態は低迷が続き、ビジネスモデルは大きく変化し始めております。また、昨年10月の消費増税以降は将来への不安等を背景とした生活者の節約志向はさらに強まり、消費は総じて弱含みの状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループでは高度化並びに多様化する市場の要望に対応するため、品質向上を第一とし、グローバルマーケットに通用する先端ファブリックの開発を加速させてまいりました。また、海外のラグジュアリーブランドとの取引においては、拡大と深耕を図りました。加えて、SDGsの達成を含む環境事業を推進し、環境保全のための目標の設定や環境改善活動の実施・監査等の環境マネジメントに積極的に取り組みました。なお、環境事業として、当社グループが開発した環境共生素材が新国立競技場に採用されました。

しかしながら、当期期末には新型コロナウイルス感染症の影響から、極めて不透明で厳しい事業環境へと変化しました。これに対し、当社グループでは新型コロナウイルス感染拡大への防止策として、お取引先及び地域の皆様からの信頼回復に努めるため、2週間の自主的な事業停止に踏み切りました。当然、事業計画遂行及び、業績の観点からは、マイナスインパクトは避けられませんでした。しかしながら、当社グループによる事業停止への早期判断とその後の対応については他に先駆けた模範事例として、NHKや全国放送をはじめとする各種メディアから高く評価され、全国的に報道されました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は365億25百万円（前期比6.5%減）となり、営業利益は16億12百万円（前期比25.5%減）、経常利益は21億52百万円（前期比22.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億75百万円（前期比35.5%減）となりました。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

[繊維事業]

衣料ファブリック及び資材ファブリックの両部門において、当期期末の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業環境は大きく変化し、厳しい状況に置かれることとなりました。

まず、衣料ファブリック部門に関し、国内外において高感性・高機能素材の開発と市場導入を進めてまいりました。なかでも欧州向けのラグジュアリーファッション、北米向けのスポーツ分野及び、中東向けの民族衣装については堅調に推移し増収となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大を要因・契機として、ファッション分野においては、国内は総じて減収となり、海外では欧州のアップミドル向けが減収となりました。また、スポーツ分野においては特に欧州向けが減収となったことから、当部門全体は減収となりました。

次に、資材ファブリック部門では、医療・福祉のメディカル分野及び、建材については概ね計画通りに推移しました。しかしながら、リビング分野については、カーテン等の定番品をはじめとする不採算商品からの撤退を図ったことにより減収、さらに生活関連資材についても消費の落ち込みにより減収となったため、当部門全体では減収となりました。

製品部門におきましては、不採算アパレルからの撤退を行った結果、減収となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当事業の売上高は359億6百万円となりました。

[物流物販事業]

物流並びに物販分野の当連結会計年度の売上高は6億18百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度においては、製造関連投資を中心に13億50百万円の設備投資を行っております。なお、これらの所要資金は自己資金をもって充当しております。

(3) 対処すべき課題

今後の経営環境は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により先行き需要は落ち込みが避け難く、従来までの事業構造の転換及び、経営方針の抜本的対策が求められます。また、日本品への回帰現象等に見るように、まさにニューノーマルな時代の到来であると認識しております。こうしたなか、当社グループでは、中期経営計画の策定を進め、同計画に従い、主力であるファッション・スポーツ分野をはじめとする衣料ファブリックの維持拡大を図りながら、資材関連事業や海外市場向けの拡大強化に取り組んでまいります。

具体的にはビジネス環境の変化に呼応し、E C事業をはじめとする新事業の創設・拡大により販売力強化をめざすとともに、必要に応じ組織体制を整備してまいります。加えて、生産性向上、品質向上、納期短縮を一体的に進めるとともに、先端技術を駆使し付加価値を創造することにより商品開発力を強化してまいります。

さらに、当社グループを取りまく環境が目まぐるしく変化するなか、グループ全体が一体となり、「常にワンチーム、小松マターレ’ズ」をスローガンに掲げ、積極的に創造し続ける「提案型企業」たるべく、みずからが行動してまいります。

①新規事業の創設及び業態転換にむけた取り組み（BtoCモデルの導入）

BtoBメーカーとしての事業展開に加え、関連商品の販売拡大をめざしBtoCモデルの導入による業態転換を果たしてまいります。まずは、急速に進むデジタル化の動きに応じ、E C事業を積極的に推し進めます。さらに、新商品開発を加速するため新規事業を立ち上げ、新たな時代に先駆けた経営投資を行ってまいります。

②生産性向上及びコスト削減にむけた取り組み

生産部門のみならず、全ての事業部門において業務のスピードアップと生産納期の短縮を進めることにより、生産性の向上を目指します。この目標達成にむけ生産工程の合理化、計画的な設備投資、ITの活用を進めるとともに、原材料及び調達ルートの見直しにより徹底したコスト削減に努めます。

また、市場の変化を感知し、変化する以上のスピードで対応できるようお取引先と緊密に連携し、国内外、社内外のあらゆる業務をあらゆるレベルで水平、垂直に繋げてまいります。

③先端技術を活かした新たな価値の創造（協業の本格化に向けて）

染色技術のみならず、高次機能加工、炭素繊維複合材料開発などの先端技術を活かし、これまでとは異なる用途展開を図り、新たな価値を生み出してまいります。

また、「美・健康・快適・安全・環境」の5つのテーマを軸に、異業種・異業界との協業や取り組みを拡大し、新商品の開発と市場への訴求を継続し、これまでにない市場の開拓を目指します。さらに、産官学による戦略的連携や適地生産のための水平連携を組み合わせ、既存事業においても技術開発を加速させてまいります。なかでも、ヘルスケア及び環境に関する開発は、特に重要視したいと考えております。

④海外市場・非衣料分野の強化

海外市場並びに非衣料分野の拡大を積極的に進めてまいります。海外売上高の拡大を目標に掲げ、海外でのブランディング向上及び、アジア・欧米諸国における新規市場開拓を続け、その実現にむけ国内外の業務提携企業とさらなる関係強化を図ってまいります。中東向けの民族衣装では、高品質な素材の安定供給を維持してまいります。

さらに、当社の強みであるファッション衣料分野と同様に、非衣料分野へも継続的に経営資源を投入してまいります。とくに医療・福祉、車輦、生活関連資材の各分野につきましては、より積極的に商品開発、及び市場開拓を展開し、さらなる成長を目指します。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 105 期 (2017年 3 月期)	第 106 期 (2018年 3 月期)	第 107 期 (2019年 3 月期)	第 108 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	35,872	38,679	39,078	36,525
営 業 利 益 (百万円)	1,445	2,151	2,165	1,612
経 常 利 益 (百万円)	1,955	2,805	2,778	2,152
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,431	2,135	2,131	1,375
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	33円44銭	49円72銭	49円66銭	32円06銭
純 資 産 (百万円)	33,694	35,490	35,556	34,855
総 資 産 (百万円)	44,972	47,794	47,249	45,973

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 105 期 (2017年 3 月期)	第 106 期 (2018年 3 月期)	第 107 期 (2019年 3 月期)	第 108 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	29,118	31,663	31,795	30,603
営 業 利 益 (百万円)	1,340	1,978	1,747	1,469
経 常 利 益 (百万円)	1,619	2,479	2,157	1,809
当 期 純 利 益 (百万円)	1,236	1,892	1,537	1,084
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	28円84銭	43円99銭	35円75銭	25円20銭
純 資 産 (百万円)	31,185	32,737	32,400	31,483
総 資 産 (百万円)	41,039	43,204	42,522	41,207

(5) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
小松精練（蘇州）有限公司	US\$29,500,000	93.0 %	染色高次加工及びファブリック販売
株式会社コマクソン	90 ^{百万円}	100.0	染色高次加工及びファブリック販売
株式会社コマツインターリンク	90	100.0	物流・物販及び繊維製品の企画製造販売
株式会社セイホウ	10	100.0	健康関連素材の企画及び製造販売

- (注) 1. 2019年5月に新たに設立した小松美特料繊維（海安）有限公司は2020年2月4日開催の取締役会で解散及び清算することを決議したことに伴い、重要な子会社から除外しております。
2. 小松精練（蘇州）有限公司は2020年5月8日開催の取締役会で生産活動を停止することを決議いたしました。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
繊維事業	衣料用及び産業用繊維素材（薄膜製品を含む）並びに関連品の企画製造販売
物流物販事業	物流、商事、その他繊維事業以外の事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	石川県能美市
大阪営業所	大阪府大阪市
東京営業所	東京都中央区
中国駐在員事務所	中国上海市
第2工場	石川県能美市
第3工場	石川県能美市
第5工場	石川県能美市
第7工場	石川県能美市
美川工場	石川県白山市

②子会社

名称	所在地
小松精練（蘇州）有限公司	中国江蘇省蘇州市
株式会社コマクソン	石川県能美市
株式会社コマツインターリンク	石川県能美市
株式会社セイホウ	栃木県足利市

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数
男性	800 名	7名 減
女性	474	5名 増
合計	1,274	2名 減

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
男性	513 名	8名 減	38.3 歳	16.1 年
女性	302	3名 増	37.1	16.9
合計	815	5名 減	37.9	16.4

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000 株
(2) 発行済株式の総数 43,140,999 株 (自己株式120,813株を含む。)
(3) 株主数 5,762 名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
東レ株式会社	3,749 千株	8.71 %
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	3,389	7.87
株式会社北國銀行	2,113	4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,566	3.64
小松マテール松栄会	1,514	3.52
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	1,284	2.98
日本生命保険相互会社	1,284	2.98
株式会社北陸銀行	1,263	2.93
三井住友信託銀行株式会社	1,230	2.85
株式会社クラレ	1,090	2.53

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中山 賢一	代表取締役会長兼社長	
中山 大輔	専務取締役営業本部長兼販売促進部長	
松尾 千洋	常務取締役生産本部長兼安全防災室長兼TP管理室長	
奥谷 晃宏	取締役管理本部長代理兼環境推進室長兼関連事業統轄室長兼システム管理室長	
向 潤一郎	取締役営業本部長代理兼営業2部長兼大阪営業所長	
野路 國夫	取締役	(株)小松製作所特別顧問
鳥越 和峰	取締役	東レ(株)テキスタイル事業部門長兼トール・テキスタイルズ・ヨーロッパ社会長
尾野寺 賢	監査役(常勤)	
根上 健正	監査役	(株)トーケン代表取締役社長
坂下 清司	監査役	北陸監査法人代表社員

- (注) 1. 2019年6月21日開催の第107期定時株主総会において、野路國夫氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役 野路國夫、鳥越和峰の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 根上健正、坂下清司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役 野路國夫、監査役 坂下清司の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 代表取締役社長 池田哲夫、監査役(常勤) 高木泰治の両氏は、2019年9月30日をもって辞任いたしました。
6. 取締役 福井敏明氏は、2020年2月1日をもって辞任いたしました。
7. 取締役 奥谷晃宏氏は、2020年4月30日をもって辞任いたしました。
8. 監査役 坂下清司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	支 給 額
取 締 役（うち社外取締役）	9名（2名）	238百万円（10百万円）
監 査 役（うち社外監査役）	4名（2名）	24百万円（3百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第95期定時株主総会において、年額360百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議されております。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2019年9月30日をもって辞任した取締役1名、監査役1名、及び2020年2月1日をもって辞任した取締役1名を含んでいるためであります。
3. 監査役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第95期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。
4. 当社は2004年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、2005年6月29日開催の定時株主総会において、廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を支給すること及びその具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任いただくことを決議しています。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役 野路國夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社小松製作所の特別顧問であり、同社は当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

就任後の取締役会への出席率は100%であり、グローバル企業経営者としての豊富な経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

②取締役 鳥越和峰

ア. 重要な兼職先と当社との関係

東レ株式会社のテキスタイル事業部門長であり、同社は当社の取引先であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%であり、企業経営の経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

③監査役 根上健正

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社トーケンの代表取締役社長であり、同社は当社の取引先であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%であり、企業経営の経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

④監査役 坂下清司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

北陸監査法人の代表社員であり、同監査法人は当社との間には、特別の利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%であり、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っています。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	23百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、又はその必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

取締役会において決議した、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社及び当社グループ各社は、企業理念に基づき、倫理・コンプライアンスの基本指針、行動規範を制定する。
- イ. 担当部署の設置と担当取締役を任命する。また、コンプライアンス委員会を設置し、基本方針、実施計画・監視活動の枠組み、及び重要な違反等について審議・決定する。
- ウ. 社員が直接に報告・通報する相談窓口を設ける。通報を受けたコンプライアンス担当部署はその内容を調査し、再発防止策を協議・決定の上、実施する。
- エ. 当社及び当社グループ各社は、企業の社会的責任及び企業理念を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関わりを一切持たず、徹底的に排除する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務執行に係る文書等（電磁的記録を含む）を社内規程に基づき、担当職務に従い適切に保存し管理する。また、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 経営環境・企業戦略に対応したリスク管理規程を制定し、リスク管理責任部署及び統括責任者を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。また、リスク管理委員会を設置し、取締役を構成員とする経営会議において、リスク管理の基本方針、統制活動・監視活動の方針等を審議・決定する。
- イ. 内部監査部門は、リスク管理責任部署及びグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、結果を管理部門担当取締役及び監査役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 意思決定の妥当性を確保するため、取締役のうち少なくとも1名は独立した社外取締役とする。
 - イ. 取締役会は、取締役会が定める経営管理機構、業務執行を担当する取締役・理事等の職務分掌・責任権限に基づき、各業務担当取締役・理事に業務の執行を行わせる。
 - ウ. 取締役会による、中期計画の策定、中期計画に基づく事業部門毎の業績目標と年次予算の設定及び、月次・四半期業績管理の実施等の具体的対応等により、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - エ. 取締役を構成員とする経営会議を設置し、当該会議構成員による当社及び当社グループへの定期的なレビューよりグループ各社の業績目標と年次予算の設定及び業績管理を実施する。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 内部統制の構築については、当社の内部統制担当部署が、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - イ. 当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を担当部署及び責任者に報告し、担当部署は内部統制の改善策の指導・助言を行う。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制
- ア. 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制に関する規程を定めるとともに、体制整備と有効性向上を図る。
 - イ. 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制について監査を行うものとする。主管部門及び監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときは、その対策を講ずる。
- ⑦監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役は、内部監査部門及び管理担当部門の社員に対し、監査業務に必要な事項を直接に命令することができる。
 - イ. 監査役は職務の遂行上必要な場合、前項の社員を取締役から独立させて業務を指示させることができる。

- ⑧当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役へ報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及びコンプライアンス上の重要な事項について、重大な事実を発見した場合には速やかに監査役会に対し報告を行う。
 - ウ. イ. に関する報告を行ったことを理由に当社及び子会社の取締役及び使用人等は何ら不利益を受けない。
- ⑨その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役の過半数は独立した社外監査役とし、対外的な透明性・客観性を確保する。
 - イ. 監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等を活用できる。
 - ウ. イ. の費用は会社が負担するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は内部監査として、内部監査部門の専任部署を設け、国内外の拠点及びグループ企業における業務・運営の適切性、効率性を中心に内部監査を実施し、監査結果その他の情報は定期的に、また必要に応じて代表取締役社長に報告されております。

また、監査役監査につきましては、監査役3人（常勤監査役1人）が実施しており、監査役は取締役会をはじめ社内の各重要会議に出席しております。また内部監査部門と協力し、各拠点の監査も行っております。会計監査人とは四半期毎の会計監査報告会など定期的な打合せを行っており、会社の内部体制、取締役の職務執行などに対し十分な監視機能を有しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして考え、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。今後の事業拡大のための設備投資等に必要となる内部留保の確保、財務状況、将来の業績などを総合的に勘案し、配当を実施いたします。連結配当性向については、当期純利益の30%から50%を目安としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,100	流動負債	7,047
現金及び預金	8,603	支払手形及び買掛金	4,637
受取手形及び売掛金	7,714	未払法人税等	311
商品及び製品	1,787	賞与引当金	548
仕掛品	788	その他	1,550
原材料及び貯蔵品	1,961		
その他	267	固定負債	4,070
貸倒引当金	△22	退職給付に係る負債	3,651
		役員退職慰労引当金	329
固定資産	24,873	その他	89
有形固定資産	8,032		
建物及び構築物	3,003	負債合計	11,118
機械装置及び運搬具	2,558		
土地	2,157	(純資産の部)	
建設仮勘定	35	株主資本	35,339
その他	278	資本金	4,680
無形固定資産	356	資本剰余金	4,701
		利益剰余金	26,075
投資その他の資産	16,484	自己株式	△119
投資有価証券	14,134	その他の包括利益累計額	△613
繰延税金資産	1,678	その他有価証券評価差額金	△686
その他	676	為替換算調整勘定	56
貸倒引当金	△4	退職給付に係る調整累計額	15
		非支配株主持分	130
		純資産合計	34,855
資産合計	45,973	負債純資産合計	45,973

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		36,525
売 上 原 価		29,462
売 上 総 利 益		7,063
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,450
営 業 利 益		1,612
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	82	
受 取 配 当 金	158	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	265	
そ の 他	83	590
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
為 替 差 損	36	
そ の 他	14	50
経 常 利 益		2,152
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	59	59
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	53	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	221	274
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,937
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	532	
法 人 税 等 調 整 額	26	558
当 期 純 利 益		1,378
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,375

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,680	4,701	25,345	△118	34,609
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△645		△645
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,375		1,375
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	730	△0	729
当期末残高	4,680	4,701	26,075	△119	35,339

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	683	116	16	816	130	35,556
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△645
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,375
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△1,369	△59	△0	△1,430	△0	△1,430
連結会計年度中の変動額合計	△1,369	△59	△0	△1,430	△0	△700
当期末残高	△686	56	15	△613	130	34,855

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 小松精練(蘇州)有限公司、(株)コマクソン、
(株)コマツインターリンク、(株)セイホウ、
小松美特料繊維(海安)有限公司

2019年5月に新たに設立した小松美特料繊維(海安)有限公司を当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称 (株)トークン、根上工業(株)

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社5社の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② デリバティブ
時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品 …………… 主として移動平均法

製 品 …………… 主として個別法

仕掛品 …………… 主として個別法

原材料 …………… 主として移動平均法

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外子会社は定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職金規定等に基づく期末要支給額を計上しております。当制度は2005年6月29日をもって廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任していた役員に対する支給予定額であります。

(4) のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 33,586百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 43,140,999株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	344百万円	8.00円	2019年 3月31日	2019年 6月24日	利益剰余金
2019年10月31日 取締役会	普通株式	301百万円	7.00円	2019年 9月30日	2019年 11月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	344百万円	利益剰余金	8.00円	2020年 3月31日	2020年 6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み

当社グループは、資金運用については元本リスクの低い債券並びに銀行預金に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクがあります。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。外貨建ての営業債権は、為替変動リスクがありますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクがありますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、支払期日が1年以内であります。

デリバティブ取引は、為替リスクを回避するために利用しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金及び預金	8,603	8,603	—
(2)受取手形及び売掛金	7,714	7,714	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	500	499	△0
其他有価証券	9,981	9,981	—
負債			
(4)支払手形及び買掛金	4,637	4,637	—
(5)デリバティブ取引（※）	—	—	—

（※）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しており、合計で正味の債務となる場合については、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(4)支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5)デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価額に基づいて算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額216百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額3,436百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが困難であると認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	809円39銭
1株当たり当期純利益	32円06銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,871	流動負債	5,985
現金及び預金	4,750	買掛金	4,013
受取手形	872	未払金	545
売掛金	6,225	未払費用	344
商品及び製品	1,633	未払法人税等	315
仕掛品	576	前受金	13
材料及び貯蔵品	1,654	預り金	34
前払費用	14	賞与引当金	504
その他	166	その他	214
貸倒引当金	△21		
固定資産	25,335	固定負債	3,737
有形固定資産	5,711	退職給付引当金	3,329
建物	2,141	役員退職慰労引当金	329
構築物	240	その他	78
機械及び装置	1,756		
車両運搬具	7	負債合計	9,723
工具、器具及び備品	219	(純資産の部)	
土地	1,312	株主資本	32,157
建設仮勘定	35	資本金	4,680
無形固定資産	179	資本剰余金	4,760
ソフトウェア	171	資本準備金	4,720
特許	0	その他資本剰余金	39
その他	7	利益剰余金	22,770
投資その他の資産	19,444	利益準備金	746
投資有価証券	10,197	その他利益剰余金	22,023
関係会社株	7,136	圧縮積立金	145
出資	0	別途積立金	14,411
破産更生債権等	4	繰越利益剰余金	7,466
長期前払費用	9	自己株式	△54
繰延税金資産	1,492	評価・換算差額等	△673
その他	607	その他有価証券評価差額金	△673
貸倒引当金	△4		
資産合計	41,207	純資産合計	31,483
		負債純資産合計	41,207

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		30,603
売 上 原 価		24,157
売 上 総 利 益		6,446
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,976
営 業 利 益		1,469
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14	
有 価 証 券 利 息	46	
受 取 配 当 金	232	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3	
そ の 他	64	362
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
為 替 差 損	9	
そ の 他	12	22
経 常 利 益		1,809
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	59	59
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	53	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	221	274
税 引 前 当 期 純 利 益		1,594
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	494	
法 人 税 等 調 整 額	15	510
当 期 純 利 益		1,084

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,680	4,720	39	4,760	746	151	14,411	7,021	22,331
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△645	△645
当期純利益								1,084	1,084
自己株式の取得									
圧縮積立金の取崩						△5		5	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△5	—	444	438
当期末残高	4,680	4,720	39	4,760	746	145	14,411	7,466	22,770

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△53	31,718	682	682	32,400
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△645			△645
当期純利益		1,084			1,084
自己株式の取得	△0	△0			△0
圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△1,355	△1,355	△1,355
事業年度中の変動額合計	△0	438	△1,355	△1,355	△917
当期末残高	△54	32,157	△673	△673	31,483

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ……期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ ……時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商 品 ……移動平均法

製 品 ……個別法

仕掛品 ……個別法

原材料 ……移動平均法

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

当制度は2005年6月29日をもって廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任していた役員に対する支給予定額であります。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	26,756百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	202百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	335百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 2,259百万円

仕 入 高 3,891百万円

営業取引以外の取引高 225百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 120,813株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 153百万円

未払事業税 27

貸倒引当金 7

退職給付引当金 1,015

役員退職慰労引当金 100

投資有価証券評価損 77

その他有価証券評価差額金 295

その他 60

繰延税金資産小計 1,738

評価性引当額 △182

繰延税金資産合計 1,556

繰延税金負債

圧縮積立金 △63

繰延税金負債合計 △63

繰延税金資産の純額 1,492

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 731円83銭

1株当たり当期純利益 25円20銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

小松マテーレ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小堀 孝一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 久晴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 高弘 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小松マテーレ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小松マテーレ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

小松マテーレ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小堀 孝一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 久晴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 高弘 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小松マテーレ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

小松マテール株式会社 監査役会

監査役（常勤）	尾野寺	賢 印
社外監査役	根上	健正 印
社外監査役	坂下	清司 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして考え、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。今後の事業拡大のための設備投資等に必要となる内部留保の確保、財務状況、将来の業績などを総合的に勘案し、配当を実施いたします。

連結配当性向については、当期純利益の30%から50%を目安としながら、これを達成すべく収益基盤の強化・向上を図ってまいりました。

今期の配当金額について、公表予想では年間配当金を1株当たり14円とし、うち中間配当金7円については昨年12月に既の実施しております。

当期は新型コロナウイルスの影響等もあり減収減益となったものの、同影響（当期純利益約3.5億円減少）を除くと、期末配当を1円増額した場合、年間配当金15円に対する連結配当性向は約40%となり、「配当に関する基本方針」に見合った配当となります。

上記を踏まえ、当期の期末配当金については、前回予想から1円増額し、1株につき8円（普通配当）とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金7円を加えました当期の年間配当金は、1株につき15円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円

総額 344,161,488円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実現を可能とするため、以下のとおり別途積立金の取り崩しを行なわせていただきたいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
別途積立金 14,411,750,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 14,411,750,000円

これにより、2020年3月31日現在の繰越利益剰余金7,466,029,820円と合計すると、繰越利益剰余金は、21,877,779,820円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、染色技術のみならず、高次機能加工、炭素繊維複合材料開発などの先端技術を活かし、これまでとは異なる用途展開を図り、事業の拡大と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に追加し、以下の事業目的とさせていただきたいと存じます。

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～3. (条文省略) (新設) (新設) (新設) 4. ～16. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～3. (現行どおり) <u>4. 環境関連商品の加工および販売。</u> <u>5. 医療・生活関連資材の加工および販売。</u> <u>6. 生活インフラ整備。</u> <u>7. 炭素繊維複合材料の加工および販売。</u> 8. ～20. (現行どおり)

第3号議案 取締役4名選任の件

生産部門・管理部門・開発部門体制の一層の強化及びコーポレートガバナンス・法務コンプライアンス体制を整備し、社内体制の徹底的な強化に取り組むため、新たに取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>さ き ひ さ え 佐々木 久衛 1953年2月26日生</p> <p>新 任</p>	<p>1977年4月 東レ㈱入社 1987年6月 EASTERTEX社（インドネシア）取締役織布部長 1992年3月 東レ㈱テキスタイル開発センター第3開発室長主任部員 1994年11月 ISTEM社/ACTEM社（インドネシア）取締役 工場長 1999年5月 東レ㈱繊維加工技術部テキスタイル技術室長 2001年4月 同社テキスタイル開発センター所長 2004年6月 ISTEM社/ACTEM社（インドネシア）社長兼工場長 2007年10月 PENFABRIC社（マレーシア）副社長 生産担当 2009年6月 東レ㈱繊維加工技術部長 2010年6月 同社取締役 生産本部高次加工技術・生産担当 2014年6月 同社常任理事 生産本部高次加工技術・生産担当 2018年6月 同社生産本部嘱託 2020年1月 東レ㈱退職 2020年2月 当社経営企画室長（現任）</p>	0株
<p>（取締役候補者とした理由） 繊維加工技術部門における豊富な業務実績と、取締役としての経営経験を有していることから、今後の経済及び事業環境の変化に迅速に対応し、グローバルな視点から経営効率化を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>た か ぎ や す は る 高 木 泰 治 1950年1月28日生</p> <p>新 任</p>	<p>1972年4月 当社入社 1997年6月 取締役 第5工場長 2003年6月 常務取締役 生産本部長 2006年6月 取締役常務執行役員 生産本部長兼技術開発本部長 2007年6月 取締役専務執行役員 生産本部長兼技術開発本部長 2011年6月 専務取締役 技術開発本部長兼生産本部長 2012年6月 専務取締役 生産本部長 2014年3月 専務取締役 エンジニアリング・関連事業管掌 2014年6月 常勤監査役 2019年10月 管理本部長（現任）</p>	33,900株
<p>（取締役候補者とした理由） 生産・技術・管理部門における豊富な業務実績と、長年にわたり当社取締役としての経営経験を有していることから、今後の経済及び事業環境の変化に迅速に対応し、事業の拡大及び経営効率化を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>おがわ なおと 小川 直人 1957年4月6日生</p> <p>新 任</p>	<p>1982年4月 倉庫精練(株)入社 2004年6月 同社取締役 2009年6月 同社常務取締役 2010年6月 同社代表取締役社長 2016年6月 倉庫精練(株)退職 2016年9月 当社顧問 2017年1月 (株)コマクソン代表取締役社長(2020年1月退任) 2019年9月 当社生産・技術開発本部付顧問 2019年10月 技術開発本部長兼技術開発部長(現任)</p>	1,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 技術開発部門における豊富な知識や経験を持ち、取締役としての経営経験を有していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者といたしました。</p>			
4	<p>なかむら しげゆき 中村 重之 1971年6月19日生</p> <p>新 任</p>	<p>1994年4月 当社入社 2013年2月 経理部長 2018年10月 内部監査室長兼審査室長 2019年10月 法務部長兼内部監査室長 2020年2月 管理副本部長兼法務部長兼内部監査室長 2020年4月 管理副本部長兼総務部長兼法務部長兼内部監査室長兼関連事業統轄室長(現任)</p>	7,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 管理部門における豊富な知識と経験を持ち、法務・コンプライアンスとしての十分な業務経験を有していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>はしづめ さとし 橋 爪 諭 1950年8月5日生</p> <p>新 任</p>	<p>1973年4月 当社入社 1998年5月 東京営業部長兼東京営業所長 2000年4月 東京事業部門長（参事） 2001年4月 第2営業部門長（理事） 2004年11月 営業本部長代理（理事）兼第2事業部門長 2005年6月 取締役 営業本部長 2006年3月 取締役 営業本部長補佐兼第2事業部長 2006年6月 執行役員 営業本部長補佐兼第2事業部長 2007年6月 取締役執行役員 営業本部長補佐兼第2事業部長 2008年4月 取締役執行役員 営業本部長補佐 2020年1月 ㈱コマクソン代表取締役社長（現任） 2020年2月 ㈱セイホウ代表取締役社長（現任）</p>	1,000株
<p>（監査役候補者とした理由） 営業部門における豊富な知識と経験を持ち、当社取締役としての経営経験を有していることから、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、監査役候補者といたしました。</p>			
2	<p>ねがみ けんせい 根 上 健 正 1946年8月30日生</p> <p>再 任 社外監査役</p>	<p>1965年4月 清水建設㈱入社 1993年2月 同社北陸支店営業部長 2004年2月 同社北陸支店開発営業部長 2006年4月 ㈱トーケン取締役副社長 2006年11月 同社代表取締役社長（現任） 2011年6月 当社監査役（現任）</p>	3,000株
<p>（社外監査役候補者とした理由） 企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社経営に対するアドバイスと、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、社外監査役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	さかした せいじ 坂下 清司 1958年2月2日生 再任 社外監査役 独立役員	1984年10月 監査法人井上達雄会計事務所（現 有限責任 あずさ監査法人） 入所 1988年3月 公認会計士登録（登録番号第9400号） 2003年5月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）社員就任 2007年5月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）代表社員就任 2013年6月 有限責任 あずさ監査法人退所 2014年2月 北陸監査法人設立 代表社員就任（現任） 2016年6月 当社監査役（現任）	0株
（社外監査役候補者とした理由） 公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有していることから、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間の特別の利害関係は以下のとおりであります。
 根上健正氏は、株式会社トーケンの代表取締役社長であり、当社と当社との間には、工場等建物の企画、設計、施工の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 根上健正、坂下清司の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 根上健正、坂下清司の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、当社定款の定めに基づき責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の責任の限度額は法令が規定する額としております。
4. 独立役員の要件について
 坂下清司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
5. 根上健正、坂下清司の両氏は、現在当社の社外監査役であり、その在籍期間は本総会終結の時をもってそれぞれ9年及び4年であります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠監査役として池水龍一氏、社外監査役以外の監査役の補欠監査役として米澤和洋氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

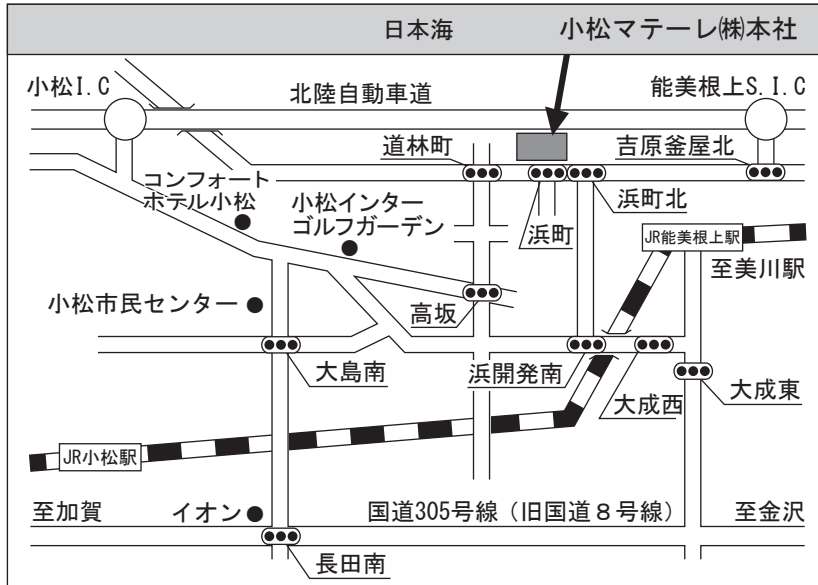
候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いけみず りゅういち 池水 龍一 1947年5月30日生 <u>独立役員</u>	1970年4月 佐藤公認会計士事務所入所 1972年9月 会計士補開業登録 1978年3月 公認会計士開業登録 1980年2月 税理士開業登録 1991年1月 (有)池水アンドギャロッピングスタッフ代表取締役(現任) 2011年12月 さわやか税理士法人代表社員(現任)	0株
	(補欠の社外監査役候補者とした理由) 長年にわたり公認会計士及び経営コンサルタントとしての業務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験と見識から、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、補欠監査役候補者といたしました。		
2	よねざわ かずひろ 米澤 和洋 1958年7月28日生	1983年4月 当社入社 2006年3月 第3工場長 2010年2月 第1営業部門商品開発部長 2011年6月 執行役員 第1営業部門商品開発部長 2013年2月 執行役員 生産本部長代理(開発系)兼技術開発部長兼商品開発部長 2014年6月 理事 生産本部長代理兼第7工場長 2016年3月 営業本部付開発担当部長(参事) 2018年5月 営業本部主幹(参事) 2020年2月 技術開発部長代理(参事) 2020年4月 販売促進部長(参事)(現任)	16,900株
	(補欠の監査役候補者とした理由) 生産部門及び技術開発部門における豊富な知識や経験を持ち、十分な業務経験を有していることから、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、補欠監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 池水龍一氏は、有限会社池水アンドギャロッピングスタッフ代表取締役であり、当社と同社との間には、事業支援業務に関する契約を締結しております。なお、米澤和洋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 池水龍一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 池水龍一氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、当社定款の定めに基づき責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の責任の限度額は法令が規定する額としております。
4. 独立役員要件について
池水龍一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 石川県能美市浜町又167番地
小松マテーレ株式会社 本社



- 能美根上S.I.Cより車で5分
- 小松I.Cより車で5分
- JR能美根上駅(各駅停車駅)より徒歩20分
- JR小松駅(特急停車駅)よりタクシーで15分
- 小松空港よりタクシーで15分